

村落研究についての一つの提言

岩本由輝

今回の村研大会で田原音和氏が主として蓮見音彦氏の所論によりながら、社会学の研究対象としての村落を近代社会のそれに限定されたことに疑問を感じ、会場でいささか舌足らずの質問を行なったわけであるが、ここでもう少し私自身の村落研究の立場を明らかにしながら論点の整理を進めて行きたい。もちろん、社会学者の手で近代社会の村落の解明が行なわれること自体、私にとって貢献するところが大きく、有難いことであるが、社会学における近代以前の社会の村落についての規定が不正確な現状のままで、近代社会の村落の解明だけが行なわれるとき、社会学と歴史学とがそれぞれにまったく別個のものを村落として捉えてしまうようになる危惧を感じ、そうした事態を防ぐためにも社会学が近代社会の村落を研究対象に限定する前に、是非とも社会学的手法による近代以前の社会の村落の性格規定を明らかにしておいて欲しいと考えるものである。

私の立場からいえば、近代以前の社会の村落と近代社会の村落とは明らかに性格を異にするもので、両者の間に現象的な類似はみられても、それは別個の次元の問題として考えられねばならないものであり、単に村落といふことばかりから直ちに同一の視点でもって論することはできないのである。私の研究対象としての村落は常に主張しているように共同体としてのそれに限定されるが、共同体が社会の経済的な基礎単位として規定的な意味を持つのは、原則として個人が経済的な基礎単位として自立しない近代以前の社会の生産様式の下においてであると考えるとき、私の考察する村落はおのづから近代以前の社会のそれといふことになってくる。かくて近代社会の村落は共同体の問題としてはとりあげられないのであり、私にとっては別個の研究課題とならざるをえないものである。

一般に農業社会における共同体を村落共同体と呼ぶわけであり、それは土地所有（水や山を含めたところ）を物的基盤とするものであるが、農業がこうした共同体を基盤として行なわれるは人間の生産力の低さに対応するものであつたから、生産力水準の上昇につれ、当然のことながら共同体は変質し、その機能は分化・拡散し、それが解体する時点で近代社会を迎えるのである。日本近世村落共同体はすでに解体の方向に進みつつあつた共同体であり、その機能はかなりの程度に分化・拡散していくものであつたから、それは水や山の利用という機能をめぐる共同組織のあり方を通して説明されることが多かった。そして、そのためには水田農業の行なわれている日本では、明治以降、現在にいたるまで水や山の共同利用が存在することから、これを明治以降の日本

社会の半封建制を主張する論述としたり、逆に共同体は近代社会においても存在するという超歴史的見解を生み出したりしている。

しかし、明治以降の社会における水や山の共同利用組織は、近代以前の社会の共同体が人間の生産力の低さに対応して自然的に構成された組織であったのとは異なり、生産力の発展にもとづき、経済的な基礎単位として独立した個人が水や山を利用するにあたって別個に行なうよりも共同した方が有利であると判断したとき一定の目的合理性を持って構成された組織として理解する必要がある。そして、そのような組織の構成が一定の行政的な単位やその連合を通して進められる場合、そのための経費的な必要から地方財政を成立させることになるが、そうなれば共同体の論理からは説明しえない問題となつてくる。もちろん、水田農業のみが行なわれている地域では、近世までの村落と明治以降のそれとの区別は直ちに明確になって来ない。しかし、稻以外の、とくに商品作物の登場したところや、工業のような別個の要素が早く入りこんだところでは、従来の水利慣習が乱されたり、工業用水や排水処理の問題が生じたりして、近世以来の水利用のための共同組織は変容を余儀なくされ、近代的な機能裏面へと脱皮する。その意味で、明治以降の水利組合や財産区などは一見その機能が共同体としてのそれを継承したもののようにみえながらも、共同体とは別個の問題としてとりあげねばならないのである。つまり、人間社会では何らかの形での共同は常に存在するが、それがいつでも共同体であるとはいえないことに留意すべきであろう。

ここで長野県神谷地方における製糸業の展開によってひきおこされた水利用のための共同組織の変遷から、これまで述べて来た

点の具体的な実証としてみたい。現在の仙谷市の一帯にあたる今井村では、この地方に端初的な製糸業者（セキ）の現われはじめた寛政年間に、用水路（せき）の利用をめぐって村を東西に二分する争いが起きており、文化・文政年間には不足勝ちの水を番水という形で規制しながら配分するようになってくる。

そして、幕末、とくに開港後、製糸業が一層の進展をみせるにつれて、用水路や溜池の水が製糸用水車の動力として利用されるようになり、ただでさえ足りない水をめぐって、從来からの水利権を持つ農家と製糸業者の利害が対立し、両者の間に水争いが頻繁に繰り返されるようになる。それは稻作では田植前後に集中的に最も多く水を必要とすることから、水は溜池に一年がかりで貯えられ、共同体規制にもとづいて利用されていたのに対し、製糸業の操業期間は当時なお年間一〇〇日以内であったにせよ、その間、溜池の水を水車用に流す必要があり、田植用水の時水に支障を来すことになったからである。しかし、このような水争いを繰り返しながらも製糸業は水車を廻しながらますます盛んになり、資本主義的な発展をとげたとき、そこにおける水利用のための共同組織はもはや村落共同体としてのそれではなくなり、一定の目的合理性を持って構成される水利用のための近代的な機能集団に改編されて行つたのである。また、園谷地方の製糸の中心が明治中期以降、旧今井村など平野村北部から南部の天竜川沿岸地域に移り、天竜川に製糸用水車が架設され、そのための湛（たたえ）が作られるようになると、天竜川の排水が円滑を欠き、諏訪湖上流域一帯の浸水の原因となるに及んで、その原因の除去を迫る上流部一帯の農民と製糸業者との対立が生じ、その解決のために大

正元年までかかっている。なお、このような解決の過程で関係者によって治水会が作られ、さらに昭和七年から一二年にかけて長野県が諏訪湖の水門取付工事を行ない、人為的にその水位調節が可能となってくるが、こうした事態の進展を共同体の次元の問題として捉えることはもはや不可能といわざるをえない。

次に、福島県相馬市松川浦の海苔養殖場において現在行なわれている毎年の競選（ひびたて）前の割替の問題を共同体的規制の事例として説明する人があるが、実は松川浦での海苔養殖が本格化して來るのは昭和一二四、五年からのことであり、割替の始まつたのは場所によって収穫に開きの大きいことを経験するようになつてからのことであることを知るなら、ここで割替は漁魚規制とはいっても共同体的規制であるとはいえないはずである。そして、このような漁場規制の下で毎年の割替によって漁民の収穫の平均化をはかり、さらに密植の弊害を避ける役割を果してゐるのが七つの漁業協同組合であるが、この漁師の成立までの経緯をみるとどうしても共同体としては説明のできないことがわかるはずである。第二次世界大戦中、原釜漁業会に属していく松川浦の漁民（当時も現在も大部分が半農半漁）たちは海苔養殖の始まつた時点で、新漁業法にもとづき昭和二六年に原釜漁業会の後身である原釜漁業協同組合から分離して、まず四つの漁協をしていて松川浦の漁民（当時も現在も大部分が半農半漁）たちは地城別を作つてゐる。ところが、海苔養殖にとって重要な意味を持つ種海苔採取場が旧塙田跡の私有地現在は水没しているが私有地としての登記は抹消していかつた）にあつたため、区画漁業権をめぐる法的個人使用が、漁業権にもとづく区画漁場として組合員全体で平

等に割替使用するかをめぐって、昭和二九年から激しい争いをひき起している。そして、昭和二年の漁業権更新を前にして、各漁協は旧塙田跡の所有者のそれと非所有者のそれとに分裂し、以降対立抗争を展開し、昭和三六年の漁業権更新時には七つの漁協が分立し、それぞれ浦内の区画漁業権を得るに至っている。現在、これら七つの漁協は連合会を組織するに至っているが、それはほとんど朝鮮共同体の域を出ない無力なものである。しかし、人工採苗技術の発達は旧塙田跡の種海苔採取場の価値を低下せしめ、旧塙田跡の所有者の優位もそれに付れて下がって来ている。この間、七つの漁協の分立に起因する無統制の進行のために松川浦内での海苔漬の過密植が生じ、连年の不作が続き、それを解決する手段として昭和三五年頃から当時未開拓の海苔養殖場を多く残していた宮城県の松島湾にいくつかの漁協に属する組合員が作出をするという事態もみられた。しかし、これは松島湾での海苔養殖業のその後の発展により一齊に縮め出されるに至って、松川浦内に戻ることを余儀なくされた漁民たちは、各漁協毎にではあるが、区画漁場の整然とした計画的利用を確立していくのである。

現在、松川浦内でみられる漁場規制としての割替はこの時点で生じてきただことであって、こうした機能を果した漁協を共同体とみることはできないはずである。したがって、この事例などは共同の存在、即共同体であることを有力な証拠となつてこよう。

かくて、明治以降の社会において村落を求めようとしても、とくに時代が下がるにつれて、農民の生産・生活のための共同組織としてのそれをつかむことはできず、村落として捉えうるのはたしかだか行政的なそれか景観的なそれしかよいことになつてくる。

例えば高橋明善氏が報告された事例が示すように、現代の農村では国家独占資本主義対農民あるいは農家の関係だけが目につくことになつてしまふのであり、村落はどこかに行つてしまつて報告の最後に補足的に述べられた村落のような形でしかつかめなくなつてくるのである。ここに村落についての歴史的配慮をぬきにして、安直に現代の村落を研究しようとするときに陥る危険がある。また、高橋氏は国家独占資本主義の下にある現代の農民の家を生産・生活共同体として捉えるのは、あくまで近代以前の社会におけるそれであつて、共同体としての村落に対応するものであり、今日の核家族的な家を共同体と呼ぶわけではない。要するに、かねばならないのは、近代社会に移行する過程において、共同体村落にせよ家にせよ、それを共同体として抱えうるのは近代以前の社会の場合においてのみなのである。なお、ここで注意しておかねばならないのは、近代社会に移行する過程において、共同体としての村落が変質するから共同体としての家族が変化して行くのではなく、まず個人の自立性が強まることによって家のあり方が変り、共同体的性格を失なつて行くのに対応して、上部の共同体としての村落が解体を余儀なくされてくるのであり、それゆえにすでに共同体としての性格を持たない現代の核家族にはそれに対応する意味での共同体としての村落はありえないのだといふことである。

このように述べてくると、いかにも私が明治以降の社会を完全なる近代社会として割り切つてみていよいに感じられるであろうが、このような態度は近代以前の社会の村落と近代社会の村落

とを考えて行こうとするにあたっての、の問題であって、日本のように農業が資本主義の下で小商品生産の状態に置かれ、農民が流通過程から遮断されているところにおいては近世以来の共同体の要素が明治以降の社会において必要な限りで残存していくことも否めない。しかし、そういうものではあっても最早、それが社会全体に対して規定的な意味を持つものでなくなっていることを忘れてはならない。そして、社会を規定しているのは古い要素を生産条件として残しているような農業を流通過程において掌握している資本の論理であり、かくのごとく共同体的要素を残しておきともまた資本の論理にとどくものである。また、このことは近代社会の中になお広汎に残存するアンシャン・レジームの問題全體についてもいえることである。明治維新がブルジョア革命であるか否かについては大きく議論が分れるところであり、それはそれとして別に論じなければならないが、結論だけをいえば、明治維新を一八六八年という一つの時点に限ることにして、天保改革の失敗以降、明治二三年の国会開設までの過程として捉えるとき、結果においてブルジョア革命として作用したと私はみる。そのさいブルジョア革命としてももちろん不徹底な点はあるが、それを不徹底なままに終らせたところにも資本の論理が働いているということに気づかねばならない。一般にブルジョア革命においてその達成がみられるまではブルジョアード・ブルタリオ・レタリアートとは第三身分として連合してアンシャン・レジームと戦ってきたが、ブルジョアジーの政治的ヘゲモニーが一たん確立され、アンシャン・レジームがみずから体制にとつて無害を程度にまで骨抜きされた時点では、ブルジョアジーはアンシャン・レジームの徹底否定を意識的に回避し、むしろこれを積

極的に保護するようになる。それは近代社会においてはブルジョア革命の過程で同盟して戦ってきたブルジョアジーとブルタリオートとの階級対立が新たに登場することにより、ブルジョアジーがなおアンシャン・レジームの徹底否定を続けて行くことは結局ブルジョアジー自身がプロレタリアートによって否定されることにつながるので、ブルジョアジーはみずからにとってすでに無害となつたアンシャン・レジームを保護し、逆にみずからの体制の權威づけのために利用するわけである。立憲君主制あるいは天皇制などはまさにそうしたブルジョアジーの保護の下にその權威づけに利用されたアンシャン・レジームの最終なものであったが、明治以降の社会における共同体的要素の残存も同様な意味を持つものであった。

以上が現在における私の村落研究についての提言であるが、今後における共通課題の進展に少しでも役立てばと考え、一筆したるものである。